

平成30年度 第1回 三朝町子ども・子育て会議 議事録

1. 日 時 平成30年7月18日（水）午後7時～午後8時20分
2. 場 所 三朝町役場 第4会議室
3. 出席者 委員12名出席、欠席4名、事務局

4. 内 容 I 開会

II あいさつ（担当課長）

お仕事でお忙しい中、また暑い中お集まりいただきありがとうございます。町民課長の山中でございます。よろしくお願いします。委員の皆様の日頃の活動には、深く感謝しております。「子どもの笑顔は三朝町の宝」を基本理念に平成27年度から平成31年度までの5カ年を計画期間として事業計画を策定し、各事業の推進を行っているところでございます。昨年度は中間年ということで（計画の）見直しを行いました。また、放課後子ども総合プラン三朝町行動計画につきましても策定いたしました。国や県として三朝町としても子育て施策を進めておりますが、出生数は依然として減少傾向にあります。子育てしやすい三朝町の実現に向けて、本日の議事は別紙のとおりでございますが、ご意見等がありましたら何なりとおっしゃっていただけますようお願いいたします。

III. 議事

- (1) 三朝町子ども・子育て会議会長及び副会長の互選（進行：事務局）
（事務局より会議の位置づけと目的について資料1により説明）

会長及び副会長の互選

- ・会長及び副会長について事務局への一任により、会長に布広覚委員、副会長に松原万里子委員を提案

⇒ 異議なし。

会長に布広覚委員、副会長に松原万里子委員 決定

（進行：会長）

会長及び副会長 挨拶（略）

委員及び事務局 自己紹介（略）

- (2) 三朝町子ども子育て事業計画の概要について

事務局 （資料2及び資料3により子ども子育て事業計画及び中間見直しについて概要説明）

会長 事務局の方から説明のあった内容について、皆さんの方で質問等

がありましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

副会長 資料3の「中間見直しの概要」の(1)の1号認定の量の見込みについて「15」は確保するという意味でしょうか。

事務局 平成27年度に新制度が始まる前に認定こども園、本町でいいますとみささこども園がこれにあたりますが、先に1号認定、2号認定、3号認定について説明させていただければと思います。これまで保育所に、入園できる方につきましては「保育に欠ける」ということが要件となっておりまして、これが3歳以上であれば2号(認定)、3歳未満であれば3号(認定)に該当します。認定こども園になりまして、「保育に欠ける」という要件がない場合でも教育目的として、園に3歳以上の子を入所させたいといった方のために1号(認定)ができることになっております。計画策定時にはこれくらいの見込数ということで「15」の量の設定をしていたところです。実績を見ますと、最初に想定した数値より大きな差がございましたので、昨年度の中間見直しにおいて「15」を「10」まで減らしたということでもあります。

会長 以前は、保育に欠ける子だけを預かっている。今はそういった子だけでなく、教育を目的として預けられている子もいるということが大きな違いですか。

事務局 施設の種別にもよりますが、保育園であれば「保育に欠ける」子が入所する施設として2号、3号の認定を受けた子のみが入所できる施設ということになっていますが、みささこども園につきましては「こども園」ということで、保育所の中に一部幼稚園部分もあるということ、1号認定を受けた方の受入れができるということになっております。

会長 それは、町内3つの園がそうですか。

事務局 いいえ。みささこども園のみが認定こども園でありまして、賀茂保育園、竹田保育園につきましては保育園ですので2号、3号のみの児童の受入れとなっております。

委員 町外の幼稚園に子どもを預けられる方が以前からありまして、そういった方の受け皿としてみささこども園が認定こども園としてスタートしました。そういった数などを勘案され、「15」という数値が設定されたのだと思いますが、スタートしてみると三朝町としては保育部分での入所としてのニーズが高い実態です。

会長 認定こども園というのは幼稚園部分もOKですということですね。
賀茂保育園については、そういった受入れはないということですね。
町内でお願いをしたいということになれば、みささこども園になるということですね。

委員 (みささこども園の) 同じ施設の中で、1号の方も(2号と)同じように過ごしていて、また、保育指針や教育要領の改定もなされていて、その二つがほぼ同じような内容になってきています。そういった意味合いもありますので、みささこども園でしか受け入れができないといいながら(保育園であっても)保育・教育の内容はそんなに差はないのではないかと思います。

会長 賀茂保育園にもみささこども園と同じように幼稚園部分の受入れも必要なのではないのかなと個人的にはそう思います。

委員 それにつきましては、今後検討させていただきます。

会長 要保護児童地域対策協議会というのは年に1回くらいということですか。

委員 はい。代表者会議につきましては年1回開催させていただいております。実務者会議につきましては年3回、個別支援会議につきましては個別案件に応じて開催しております。

副会長 放課後児童健全育成事業について、人数が増えて(運営が)大変だというような声をきくのですが、今年度どれくらいですか。

委員 正確な数字をこちらのほうで持ってきておりませんが、東が20数名、南が3名、西が70名くらいだったかと思います。特に西が施設の大きさに比べて、かなり狭いということがありますので、その部分について教育委員会事務局の中ではどういう方向で狭さを解消していくのかということを検討しているところですが、まだその方向性については決定していない状況です。

会長 今教育委員会の方で検討しているということですが、今年度に組織が変わって、事務の移管があったと思いますがそのあたりをご報告していただけるとありがたいのですが。

委員 はい。平成29年度までは、子育て健康課で保育所関係、母子保健関係、学童クラブをすべて所管しておりましたが、平成30年度から保

育所部分は町民課、学童クラブは教育総務課、母子保健の関係は健康福祉課で所管することとなりました。教育委員会も1階のフロアに移動して、それぞれ連携をとりながら子育てについて事業を行っているというところでございます。

会長 これまでは一つの課で対応していたけれど、3つの課で分散してそれぞれの分野で集中的に対応していくということですね。

(3) 子ども・子育て支援事業計画の進行管理表について

事務局 (資料4及び資料5について、事務局より説明)

会長 いろいろな事業につきまして、事務局からご報告を受けました。すべて継続実施ということの内容でありました。これに対し、皆さんの方でご意見等がありましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

会長 一つ聞いてみたいのですが一時預かり事業のところではみささこども園ですと実利用人数が8名、延べ人数でいうと160名となっておりますが、一人当たり20回ということになります、そういった利用といったことでよろしいでしょうか。

委員 いろんなケースはあるのですが、固定されて利用される方もありまして、週3回までの利用ができるのですが、週3回利用されて勤務のないときは自分で子どもをみられるといったようなケースや里帰り出産で帰省されて、その期間中集中して預けられるといったケースもあります。

委員 こども園ですが、幼稚園部分もあるということですが保育士の資格を持った方だけで運営されているのですか。

委員 全員ではありませんが、多くの職員が幼稚園教諭の資格もあわせて持っております。例えば、保育士資格だけであるとか、幼稚園教諭のみという者もありますが、担任という形の正職員は全員が両方持っております。

委員 先ほどの補足になるのですが、1号認定～3号認定の部分がありましたが、もともと幼稚園と保育園というところの棲み分けがある部分と認定こども園ということで3歳以上の児童については、保育の部分でも幼稚園の部分でも両方できるという形で平成25年度に認定こども園を設置しました。その時に、3歳以上の担任は1号認定の部分

あり、担任は幼稚園教諭の資格を持っていないといけないということもありましたので、その時、既に町の正職員は幼稚園教諭の資格を持っているということもあってその職員の資格を利用しながらそのまま認定こども園に移行していった、保育園と幼稚園のどちらでも対応できるような形での施設としました。

委員 ファミリー・サポート事業ですが昨年度の実績は1件だけですか。

事務局 平成29年度の実績としては1件です。

委員 実績として上がってきているのが1件で、相談としてはもう少しあったかと思います。時間の制限というものがあって、うまくマッチングしなくて件数として上がってこないというようなケースもあったかと思います。

委員 町民課としても、もっと利用が上がるよう広報等を利用して周知していきたいと考えているところでございます。

会長 毎年でなくてもいいとは思うので、良い周知方法があれば、ぜひ取り組んでいただけたらと思います。

(4) その他
特になし

IV その他

小学校統合について（教育委員会事務局より経過報告）

教育委員会事務局

担当課長 小学校統合につきまして、保護者の皆さまをはじめ、子ども・子育て会議委員の皆さま、町民の皆さまに、ご心配をおかけしていますこと、お詫び申し上げます。

町内3小学校を統合することは教育委員会の中で一致した意見ですが、その統合方法について意見が分かれ、教育委員会としての方針を公表することが出来ませんでした。

平成30年5月7日第5回教育委員会臨時会において、三朝町小学校の今後のあり方について、「平成31年4月に新小学校を設置する。」「新小学校と同時に、西小学校と南小学校の2校で、新小学校を開校する。」「東小学校については、平成32年度以降に新小学校に入る。」ことを教育委員の多数決で方針を決定いたしました。

その後、この決定事項の内容を文書で、5/15三朝町長、5/16三朝町

議会議長に提出、5/22三朝町議会全員協議会で教育委員2名が同席し、説明をいたしました。

2校先行して統合する方針を発表したことにより、三朝町地域協議会会長会からの依頼により懇談会を6/2に開催いたしました。

後日、地域協議会会長会から、町長、教育長が示されている「平成31年4月に3校同時統合」があるべき姿と考え、統合方針の再考をお願いする。との要望書が提出されました。

また、6/3三朝町執行部との意見交換会では、執行部から、現在の状況では町として最終的な判断をすることは困難、PTAや地域等に丁寧な説明と合意形成を行ったうえで、結論をだしていただくよう再度の検討を要請されました。

6/25には、東小学校PTA会長から質問状が提出され、7/4東小学校校区PTA等との意見交換会を開催しました。

7/9第4回三朝町議会臨時議会において、町及び教育委員会に対して「平成31年4月に3小学校同時統合に向け進めるよう」議会として強く求める議案が可決されました。今後の予定として、7/23南小学校区の保護者、保育園の保護者、住民を対象とした説明会、8/6西小学校区の保護者や全町民を対象とした町民集会を予定しています。

また、事務局で準備してきた新しい小学校に必要な検討事項（案）を基に、三朝町立小学校統合準備委員会で協議、保護者や住民の意見を聞きながら、教育委員会として決定と公表をしながら進めてまいります。

町民の皆さまには不安もあると思いますが、新しい小学校を立ち上げる努力をしておりますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。現段階での小学校統合についての、説明とさせていただきます。今後は情報も提供しながら進めてまいりますので、重ね重ねご協力いただけますようお願いいたします。

会長 教育委員会から統合に関するこれまでの経過についての説明がございました。議会からも3校同時、地域協議会からも3校同時ということの要望も出ているとのことなので、それなりに向けた統合をされるであろうと推察をしながら、ご努力されると思います。また皆さんの方で何かありましたら教育委員会事務局の方までご意見いただけたらと思います。

閉会

以上